

川崎市事業用地等マッチング推進事業実施要綱

(令和4年7月20日 4川経経第356号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市内に立地を希望し、土地又は建物等についての情報を求める法人又は個人（以下「立地希望企業等」という。）と、立地希望企業等の求めているそれらの情報の提供を行うことが可能な宅地建物取引業者等との連携を促し、企業立地及び産業集積の維持・強化を推進することを目的として実施する川崎市事業用地等マッチング推進事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業用地等 工場、事務所、研究施設をはじめとした事業の用に供するため売却又は賃貸等が予定されている土地又は建物等をいう。
- (2) 協力事業者等 本事業の趣旨を理解し、第4条の規定により登録された宅地建物取引業者等をいう。

(取り扱う情報)

第3条 本事業で取り扱う情報は、立地希望企業等が立地する上で必要な事業用地等に関する情報とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 川崎市都市計画マスタープラン等の本市のまちづくりの方針に合致しないもの
- (2) 市税等の滞納処分がある事業用地等に関するもの
- (3) 所有者等の同意を得ていないもの
- (4) その他市長が不相当と判断するもの

(協力事業者等の登録要件)

第4条 協力事業者等としての登録を受けるためには、次の各号に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条に規定する免許を有し、かつ、公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会川崎支部及び一般社団法人不動産流通経営協会のうち、いずれかの協会に所属している者

イ 市内に事業所を有する銀行、信用金庫等の金融機関

ウ 市内において事業用地等の開発計画を有する不動産開発事業者等

エ 市内において事業用地等を有する者又は事業用地等の管理、運営等を行う者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に該当せず、かつ、その代表者又は役員が同法第2

条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。

(3) 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納していること。

(4) 本事業の趣旨を理解し、立地希望企業等に対し、事業用地等の情報提供に協力すること。

(登録申請)

第5条 協力事業者等になることを希望する者は、協力事業者等登録申請書（第1号様式。以下、「登録申請書」という。）及び誓約書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(神奈川県警察本部長等への確認)

第6条 市長は、必要があるときは登録申請書を提出した者（以下、「申請者」という。）について、第4条第2号の該当の有無を神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

2 市長は、必要があるときは申請者の課税状況について、書類の提出を求めること等により確認することができる。

3 市長は、必要があるときは申請者について、第4条第1号の当該協会に対して所属の有無の確認を行うことができる。

(登録の通知)

第7条 市長は、登録申請書が提出されたときは、第4条に基づきその登録の可否を決定し、協力事業者等登録通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(登録有効期間等)

第8条 協力事業者等の登録有効期間は、登録の決定の日から当該年度の3月末日までとする。ただし、期間満了時（毎年、3月末日をいう。）までに、協力事業者等から変更又は辞退の申出がなく、第10条の規定に該当しない場合は、登録有効期間が当該年度の次の年度の3月末日まで更新されたものとみなす。

(登録記載事項の変更)

第9条 協力事業者等は、登録記載事項に変更が生じたときは、協力事業者等登録申請書記載事項変更届出書（第4号様式）を、直ちに市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第10条 市長は、協力事業者等が第4条の要件を満たさなくなったとき、又は、その他協力事業者等として適当でないと認められる事由が発生したときは、登録を取消すことができる。

2 市長は、前項の取消しをしたときは、協力事業者等登録取消通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(登録の辞退)

第11条 協力事業者等は、市長に協力事業者等辞届出書（第6号様式）を提出することにより、協力事業者等を辞退することができる。

2 前項により協力事業者等でなくなった者は、再登録することができる。この場合において、再登録の手続については第5条の規定を準用する。

(協力事業者等への情報提供)

第12条 市長は、立地希望企業等から事業用地等情報提供依頼書(第7号様式)等により事業用地等の相談を受けた場合、連絡先等の情報を秘匿した上で、協力事業者等に相談内容を送付するものとする。

(市長への情報提供)

第13条 前条の規定による依頼を受けた協力事業者等は、情報提供可能な事業用地等に関する情報を保有する場合は、当該情報を市長へ提供するものとする。なお、複数の協力事業者等から同一事業用地等の情報が提供された場合は、市長への到達が早い情報を優先するものとする。

(立地希望企業等への情報提供)

第14条 市長は、前条の規定により提供された情報が、第3条の規定に適合すると認められる場合は、立地希望企業等に対し、当該情報を有する協力事業者等の連絡先及び事業用地等の概要等の情報を提供するものとする。

(連絡調整)

第15条 立地希望企業等は、前条の規定により提供された情報について、当該情報を保有する協力事業者等へ直接連絡することができる。

(市長への報告)

第16条 協力事業者等は、立地希望企業等との間で、前条の規定により情報提供された事業用地等の売買又は賃貸等の契約が成立したときは、その旨を市長に報告するものとする。

2 市長は、協力事業者等に対し、第14条の規定により情報提供した事業用地等の調整状況に関する途中経過について、報告を求めることができる。

(守秘義務)

第17条 本市、立地希望企業等及び協力事業者等は、本事業の実施において知り得た情報を、関係者の同意なく本事業以外の目的で使用してはならない。

(責任の範囲)

第18条 第14条の規定による情報提供後に、立地希望企業等及び協力事業者等との間で行われる具体的な交渉及び取り交わされる不動産契約並びに情報提供された事業用地等については、本市は一切責任を負わない。

2 立地希望企業等及び協力事業者等は、立地希望企業等が立地するに当たり適用を受ける都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令等について、責任を持って確認しなければならない。

(電子申請等の利用)

第19条 この要綱で定める様式について、本市が構築する電子申請システム等により

申請等が行われた場合は、当該様式により申請等があったものとみなす。

(庶務)

第 20 条 本事業に関する庶務は、経済労働局経営支援部経営支援課が行う。

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、経済労働局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 7 月 2 0 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 9 月 2 0 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 1 0 月 3 0 日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

協力事業者等登録申請書

年 月 日

川崎市長あて

申請者 所在地
事業者名
代表者職・氏名

協力事業者等への登録をいたしたく、川崎市事業用地等マッチング推進事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

連絡先	所 属 名	
	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号	
	フ ァ ッ ク ス 番 号	
	メ ー ル ア ド レ ス	
	宅地建物取引業者 免許証番号 (宅地建物取引業者の場合)	
	特 記 事 項 (右の要件に該当している 場合は□にチェック)	<input type="checkbox"/> 川崎市事業用地等マッチング推進事業実施要綱他、川崎市の産業関連施策の趣旨を理解し、川崎市が進める企業立地等に協力します。 <input type="checkbox"/> 納期限の到来した国税、都道府県税及び市町村税を完納しています。 <input type="checkbox"/> 事業用地等の情報を立地希望企業等に紹介する際には、上記連絡先の記載内容を立地希望企業等に提供することについて承諾します。

第2号様式（第5条関係）

誓 約 書

年 月 日

川崎市長あて

所 在 地
事 業 者 名
代表者職・氏名

申請者及び申請者の役員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法第2条第6号に規定する暴力団員）に該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、登録の取消その他の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、下記「役員等名簿」により提出する当方の個人情報をご提供することについて同意します。

〔役員等名簿〕

役職	フリガナ 氏名	性別	住所	生年月日

（注1）氏名には、フリガナを付して下さい。

（注2）当名簿に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

（注3）性別の記載については、申請者及び申請者役員の任意とし、空欄とすることを可とします。

第3号様式（第7条関係）

川経経第 号
年 月 日

所在地
事業者名
代表者職・氏名 様

川崎市長

協力事業者等登録通知書

年 月 日付けで申請のありました協力事業者等登録申請につきまして、川崎市事業用地等マッチング推進事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり通知します。

協力事業者等として登録いたします。

登録番号	
登録決定日	年 月 日
特記事項	宅地建物取引業者免許証を更新した場合には、速やかに更新した免許証の写しを提出すること

協力事業者等として登録はできません。

協力事業者等登録申請書記載事項変更届出書

川崎市長あて

届出者 所在地
事業者名
代表者職・氏名
連絡先 所属名
担当者氏名
電話番号
メールアドレス

年 月 日付で申請しました協力事業者等登録申請書の記載事項に変更が生じたので、川崎市事業用地等マッチング推進事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

項目	変更前	変更後

第5号様式（第10条関係）

川経経第 号
年 月 日

所 在 地
事 業 者 名
代表者職・氏名 様

川崎市長

協力事業者等登録取消通知書

年 月 日付け 川経経第 号により、協力事業者等への登録を行ったこと
について、川崎市事業用地等マッチング推進事業実施要綱第10条の規定により、次のと
おり取消しましたので通知します。

取 消 理 由	
取 消 日	年 月 日
そ の 他	

年 月 日

協力事業者等辞退届出書

川崎市長あて

届出者 所在地
事業者名
代表者職・氏名
連絡先 所属名
担当者氏名
電話番号
メールアドレス

年 月 日付け 川経第 号により、協力事業者等への登録を受けましたが、川崎市事業用地等マッチング推進事業実施要綱第11条の規定により、次のとおり協力事業者等を辞退します。

辞 退 理 由	
辞 退 日	年 月 日
そ の 他	

事業用地等情報提供依頼書

川崎市長あて

届出者 所 在 地
事 業 者 名
代表者職・氏名

川崎市事業用地等マッチング推進事業実施要綱第12条の規定により、事業用地等の情報提供をいただきたく、次のとおり依頼します。

以下の内容について承諾する場合は、にチェックを入れてください。

下記の内容について承諾します。

- 本事業の運用により知り得た情報を、関係者の同意なく本事業の目的以外の趣旨で使用しないこと
- 本事業による情報提供は、依頼者（立地希望企業等）と協力事業者等とのマッチングを目的とするものであり、本事業に伴い当事者間で行われる具体的な調整及び取り交わされる契約等について、市は責任を負わないこと
- 依頼者（立地希望企業等）が建物等を設置するにあたっての建築基準法等の法令等における条件については、依頼者（立地希望企業等）及び協力事業者等において責任を持って確認すること

連絡先※	所 属 名	
	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号	
	フ ァ ッ ク ス 番 号	
	メ ー ル ア ド レ ス	
希望条件		別紙のとおり

※連絡先は、本市が依頼者（立地希望企業等）との連絡のために収集するものであり、協力事業者等には提供しません。